

# 令和4年度第3回札幌市文化財保護審議会

日 時 令和5年3月23日(木) 13:30～  
会 場 札幌市役所本庁舎 18階第4 常任委員会議室

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

- I 札幌市の文化財保護制度の在り方について
- II 文化財保存活用地域計画の取組み状況について
- III 重要文化財 旧札幌控訴院庁舎（札幌市資料館）の修理事業の見直しについて

### 3. 閉 会

## 1. 開 会

○事務局（宮村） それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第3回札幌市文化財保護審議会を開会いたします。

議事に入るまでの間、私、文化財係長の宮村が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここから、座って説明させていただきます。

それでは、本日の配付資料につきまして確認させていただきます。

まず、1枚ものの資料が2種類、本日の次第と委員名簿になります。次に、左上に「札幌市文化財保護条例」と記載のある資料と、表紙に「令和4年度札幌市文化財保護審議会（第3回）」と記載のある資料となります。

以上、不足はございませんでしょうか。

次に、審議会の成立について御報告いたします。

本日は、小澤委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、オンラインでの参加の高瀬委員を含めまして、10名中9名に御出席いただいております。

文化財保護条例施行規則第4条第2項の規定により、委員の半数以上が出席されていることから、この会議が成立していることを御報告いたします。

なお、本日オンラインで参加の高瀬委員には、このマイクを使わないと声が届きませんので、発言する際にはマイクを使うようお願いいたします。

それでは、ここから谷本会長に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○谷本会長 会長の谷本でございます。よろしくお願いいたします。

高瀬先生、聞こえておりますでしょうか。

○高瀬委員 はい、聞こえております。よろしくお願いいたします。

○谷本会長 ありがとうございます。高瀬先生の声も、よく、クリアに聞こえております。ありがとうございます。

では、スムーズに審議が図られますよう、皆さん、御協力、よろしくどうぞお願いいたします。

それから、傍聴の方がいらっしゃっておられますけれども、お配りしております傍聴要領、これを遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○谷本会長 それでは、議事に入ります。

お手元の、先ほど説明があったペーパーですね、これに記載の次第に従って、議事のI、札幌市の文化財保護制度の在り方について、説明をお願いいたします。

○事務局（宮村） それでは、文化財保護制度の在り方について、お手元の資料の1ページ目の「札幌市の文化財保護の在り方」と書かれた資料を御覧ください。

この件は、これまでの保護審議会でも議題とさせていただき、御意見をいただいていたところですが、本日の審議会では、前回の審議会で示した大枠の考え方や、いただいた御意見を踏まえまして、新たな制度の素案を作成しましたので説明させていただきます。

まずは、前回の審議会の説明内容を簡潔に説明させていただきます。

お手元の資料には載っていませんが、文化財を取り巻く社会情勢と札幌市の文化財保護制度における課題として、地域計画において文化財を広く定義し、行政を含めた地域社会全体で文化財を保存・活用していくことで、行政が解決すべき課題が二つあることを説明いたしました。一つは、市指定文化財の新規指定が停滞していることで、現在、指定の件数は政令市の中では最も少ない状況であること。もう一つは、貴重な文化財が、その価値が見出されないまま失われる可能性があることです。これら課題解決に向けましては、既存の制度を活用した文化財の保護、そして、幅広い文化財の掘り起こしなどが必要と考えられ、これまで札幌市で実施してきた取組みを踏まえて、文化財の保存・活用をさらに推進するための取組みを行うこととしております。

具体的には、二つの方法による定期的な物件調査です。一つ目が、既存資料からの物件把握として、ふるさと文化百選など、複数の制度によりその価値が評価されている物件が指定や登録に近いものと考え、抽出した物件について評価、分析を進めること。二つ目が、追加調査による物件把握として、現在把握している文化財のリストは令和2年の計画策定時点の内容であり、既に数年経過していることから、公募も含め、追加調査を随時行うことです。これらの調査は、再開発などにより建物が失われてしまう可能性があることを踏まえ、まずは有形文化財を優先して、有識者や専門家による価値評価を行います。

調査の結果として、①として、市指定文化財となる可能性があれば、所有者と調整し、指定に向けた手続を、②として、国登録文化財となる可能性があれば、登録に向けた手続を、③として、それ以外のものについては、地域で生まれ、守り伝えられてきた文化財として新たな制度を創設し、指定や登録にはならないけれども、幅広く文化財を保護する機運を高めることで、価値が見出されないまま失われることを防ぎたいと考えております。

この新たな制度のイメージが近いものとして、川崎市の顕彰制度の要綱を説明させていただきました。各委員のほうからは、「建物だけではなく、無形文化財との不公平感がないように」「発信するときにはストーリーを考えるとよい」「所有者のデメリットを把握し、対応できるように」「公募だけではなく独自の資料収集も必要」などの意見が出されたところです。

その後の取組みの実施状況ですが、①と②に対する取組状況として、令和4年度は評価基準の検討と併せて、札幌景観資産、さっぽろ・ふるさと文化百選、北海道遺産等、複数の制度でその価値が認められている有形文化財8件のうち、時間や予算の都合上、建築年度が古い物件3件の調査を実施しています。残り5件につきましては、令和5年度以降に順次実施していく予定です。また、令和5年度は、現在調査している3件について市指定や登録となる可能性があれば、それに向けた手続を進めるほか、追加調査として、札幌市

保存活用地域計画策定時に調査した物件が163件あり、この物件の現況調査、また追加物件に対する調査と価値評価を行い、市内の文化財の現況を把握し、指定・登録につなげるための調査を行う予定です。令和5年度に実施する追加調査は有形文化財を優先しますが、今後は、ほかの類型に関する調査も行い、把握に努めていきたいと考えております。

③に対する取組状況として、令和5年度からの運用に向けて要綱の素案を作成しました。その素案の考え方は、資料の下に記載がありますが、地域の歴史の中で生まれ伝えられてきたことを感じ取ってもらえるよう「地域文化財」の名称とします。未指定・未登録文化財にスポットを当てることで、文化財の保存・活用への機運醸成につなげていくほか、文化財の掘り起こしにもつなげたいと考えております。対象は、有形文化財に限ったものではなく、広く公募により受け付けます。公募は「市民等」とし、団体以外からも受付可能とします。おおむね50年を経たものを地域文化財の候補とします。これは国登録文化財の登録基準を参考として設定するものです。

2ページ目に移りまして、対象は地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた資産で、文化財保護法や道・市の文化財保護条例で指定・登録されているものは除きます。おおむね50年を経過したものとします。

分類ですが、前回の保護審議会では有形だけではなく無形などとの不公平感がないようにと御意見があったことを踏まえまして、有形文化財以外も対象としており、文化財保護法に基づいた分類としました。

次に、認定までの流れでございます。本日の文化財保護審議会での意見も踏まえまして、4月から5月にかけて新制度の庁内説明、6月には運用開始、7月から8月にかけて広報、8月から10月に候補の募集、11月から2月にかけて候補の整理・精査。2月に文化財保護審議会からの意見聴取、3月に認定・公表というスケジュールを想定しております。

認定された地域文化財は、所有者の同意を得られた物件についてはホームページで紹介するほか、札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会で設定している関連文化財とストーリーの候補とするなど、情報発信にも努めてまいります。また、所有者から管理や修繕等に関する相談を受け付けることとします。

これらを落とし込んだものが、次の資料3ページ目の要綱の素案になります。

第1条に、趣旨としまして、札幌市内で、地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた資産を札幌市地域文化財として認定することにより、市民が文化財の価値や魅力を共有し、将来への継承に寄与することを目的とした札幌市地域文化財認定制度について必要な事項を定めるものです。

第2条には、おおむね50年以上の歴史があること、法や条例による指定や登録されているものは除くこととした条文とします。各号に掲げるものとして、有形文化財だけではなく文化財保護法の類型に準じたものを対象とします。

第3条で、候補の選出方法としまして、市民等から推薦されたもので、景観など、明確

な所有者が判明しないものを除き、所有者の同意を得たものとします。

第4条、認定は市民文化局長が行うこととし、認定に当たり、文化財保護審議会の意見を聞くこととします。

第5条では、認定されたことを示す証書を交付することを規定します。

第6条では、所有者及び管理者に適切に管理し、保存・活用に努めてもらうことのほか、その管理や現状変更について助言が受けられることを規定します。

第7条では、滅失または毀損等の届出について。

第8条では、現状変更と所在変更の届出について。

第9条では、所有者・管理者等の変更について。

第10条では、証書の再交付について。

第11条では、支障のない範囲で広く周知し情報発信を行うことについて規定し、第12条では、市側の記録について規定します。

第13条では、認定されたものを取り消す場合として、地域文化財としての価値を失った場合や、市内に所在しなくなったもの、法や条例に定める指定や登録等を受けた場合、所有者等の申出があった場合などを規定します。

その他、資料には関係様式をつけていますが、この場での説明は割愛させていただきます。

次に、16ページのスケジュールを御覧ください。

先ほども認定までの流れは説明いたしましたので、その部分の説明は割愛しますが、認定や公表が3月を予定していることから、実際の証書の発行や活用については次の年度からになります。

その次の17ページ、18ページは、参考としまして、他都市の同じような制度を比較した表があります。一番近いのが川崎市の例になります。本日は、この素案の内容などにつきまして委員の御意見を伺いたいと思っております。

私からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○谷本会長 御説明、どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問ありましたら、ぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特に、新しく、前回のこの委員会での審議を踏まえて、③の札幌市地域文化財認定制度、これを具体的に作成されて、今、御提案があったというふうに理解をしておりますが、ぜひ御意見等ありましたらお願いいたします。

照井先生、お願いします。

○照井委員 照井です。今日もよろしく願いします。

まずは、迅速な対応といたしますか、提案をいただいて、すごくありがたいと思います。内容に関しては、おおむねよろしいのかと思います。特にいいなと思うのは、推薦者が市民などによるところです。文化財というのは、市民のみなさまにとっては少しハードルが

高い印象であったり、自分とは関係ないものみたいに思われている方々も少なからずいらっしゃるように思います。そういう方々にとって、自分たちで推薦したものがこういう認定になるということを知っていただくと、文化財をもっと身近に感じていただける、そのような要綱になっているかと思しますので、すごくいいのではないかと思います。

4条の、認定は局長が行うというところなのですが、要綱の条文としてはこれでよろしいのかと思うのですが、今後、実際運用に当たっては、皆が共有できる評価基準みたいなものをつくっておかれたほうがよろしいのではないかというふうに思います。その上で、この条文にある、この委員会の意見を聞いてという形がとられれば、市民の方々へ認定までのプロセスを明確に発信でき、市民の方には、推薦したものが、どういう判断をされて認定されたのかというのが分かり易く、さらに市民の方々に親しみを持っていただけるように思います。

それから、スケジュールに関してなのですが、まず始めていくということはすごく大事だと思うのですが、これを継続的にやっていくのかどうかというのが質問と、募集の受付は随時なのか質問です。

○**谷本会長** ありがとうございます。御提案と、それから御質問ございましたが、いかがでしょうか、事務局のほうからお答えいただければと思います。

○**事務局（宮村）** こちらは、毎年、認定していきたいと考えております。また、受付期間につきましては、毎年認定という形をとりますので、ある一定の期間を設定し、それを審査、精査する時間を設けた上で文化財保護審議会の意見をいただきたいと考えておりますので、今のスケジュールですと、8月から10月ぐらいにかけての募集と考えております。ここは、毎年同じ時期に募集したいと考えているところです。

以上でございます。

○**照井委員** これは意見なのですがけれども、例えば随時募集をしておいて、毎年10月までに集まった中から審議をすることとすると、応募する側のほうは応募しやすいのかと。逆に、応募期間を限った方が応募しやすいとかですね。趣旨は、応募する人たちが応募しやすい、それから、広報しやすいというようなことを念頭に募集期間などのスケジュールを組まれるといいのではないかと思います。

○**谷本会長** 御意見ありがとうございます。事務局におかれては、今、御意見がありましたので、御検討いただければと思います。

では、神先生。

○**神委員** 私も照井委員と同様に、市民から幅広く募集するというのは非常にいい制度だと思います。その上で、ちょっと2点ほど確認したいのですが、ここで言う市民というのは、建物の所有者も含めてということなんでしょうか。自分の建物を推薦することもありかどうかということを確認1点と、あと、具体的に公開・非公開というのは、建物の中も自由に見せますよとか、外観は自由に見せますよとか、どういう公開・非公開というのを想定しているのか、ちょっとイメージがありましたら教えてください。

以上です。

○事務局（宮村） この市民等という中には、あくまで所有者の同意というものが必要になってきますので、ほかの方からの推薦で考えておりました。また、公開・非公開につきましては、例えばホームページで広報していいかですとか、また、建物なのか、無形のものなのか、でも変わってくると思いますので、ケース・バイ・ケースで判断していくしかないと考えているところです。あくまで、その所有者の御意向に沿った形で、広報や活用をしていきたいと考えているところです。

○神委員 認定はしたけれども、公表しないと、物件名公表しないと、そういうこともあり得るとのことなのでしょうか。

○事務局（宮村） 考え方としては、あると思います。ただ、公開されなければ活用にもつながっていかないので、所有者には理解いただきたいと考えています。

○神委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

どうぞ、照井先生。

○照井委員 最初の神委員の質問の、所有者が自薦していいのかということに関しては、ちょっと明快な答えがなかったのですが、私は自薦していただいてもいいと、50年たったもので自薦していただけるというのはすごくありがたいことだと思いますので、そういうことがあれば、ぜひということのほうがいいと思います。

それから、今の、登録はしたけれども公表はしないということもですね、やっぱり文化財を守っていくというのはすごく時間の長いことですので、そのときの所有者等々は理解が得られなくても、文化的価値があるものに関しては、その次の代になったときにその可能性があるとかですね、そういう長い目をもって粛々と伝えていくというような制度になっていければ、よりいいように思います。

○事務局（宮村） 今の先生の意見を参考に、今後も検討したいと思います。どうもありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

どうぞ、今井先生。

○今井委員 今、制度の説明がありまして、それについては本当に、私もこういう形で進めたいなというふうに感じました。

その中で、この制度が生きるかどうかというのは、やはり市民なり団体がどれだけ認知して、どれだけ申請してもらえるかと、そういう視点から見た場合は、今のこれはおおむねのスケジュールなのだと思うのですが、知ってもらうための広報、PRの部分はちょっと物足りない気がしました。その辺は、いろいろまた考えていただく必要があるのかなと。例えば、今、区役所等というのは、例えば、「等」はどういうところを今考えておられますか。16ページのスケジュールの表からお伺いします。

○事務局（宮村） こちらはですね、区役所や区民センター、文化財の施設で、例えばチラシを配架していただいているところに広報できればと考えています。

○今井委員 あと、札幌市は結構いろいろなイベント、事業でも数多くやっていますので、できればそういう機会も利用するとか、いろいろ、一人でも多くの市民、団体に知ってもらうための工夫を検討していただきたいなと思います。

以上です。

○谷本会長 ありがとうございます。周知についてですね、今のは御要望だったというふうに思います。

ほかにはいかがでしょうか。

富士田先生、お願いします。

○富士田委員 富士田です。この制度要綱そのものについての質問ではないのですけれども、仮に認定された場合、その認定したものについて、管理状況とか現状のチェックというのは札幌市さんのほうで定期的にやるものなののでしょうか。この要綱だけ見ると、壊れたとか、何かあった時に管理者が書面を提出するということになっているのですが、問題なく管理されているかどうかというのを時々チェックしたほうがいいのかなど思ったので、教えてください。

○事務局（宮村） ホームページとか、ほかの何かに活用する際は、そういった場面も出てくると思いますので、定期的な現状把握というようなものは行っていかなければならないと認識しております。

○富士田委員 具体的にはまだお考えになっていないということですね？

○事務局（宮村） 具体的に、例えば3年に1回、現状を調査するとか、そこまでの具体的なものは今のところは決めておりません。

○富士田委員 分かりました。認定しっ放しというのはよくないかなと思ったので、よろしくお願いします。

○事務局（宮村） ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。アフターケアといいたいでしょうか、そういったところの御指摘だったと思いますので、事務局には御検討いただければと思います。

ほかにはいかがでございましょうか。

神先生、お願いします。

○神委員 認定された建物に、これは市の認定文化財ですというような標識というのですか、プレートを設置するとか、そのようなことは考えていないのでしょうか。

○事務局（宮村） 登録文化財のような、外側にプレートをつけるということは考えておらず、証書を交付したいと考えております。

○神委員 それですと、認定証をもらった本人しか分からないと。あと、リストを見ても、どこのどの建物かというのがちょっと分からないと思うのですけれども、この認定制度を広く周知するためには、建物に何らかの標識、表示をすることによって、こういうも



のがあるんだと、近所の方とか市民の方が改めてその制度のことを知る機会にもなると思うので、その辺、何かちょっと分かりやすい表示の仕方を検討されて、もちろん所有者の承諾が必要なんでしょうけれども、PRにもなると思いますので、ちょっと検討いただけたらなと思います。

以上です。

○谷本会長 ありがとうございます。御意見ですので、事務局には受けとめていただければと思います。

ほかには。

甲地先生、お願いします。

○甲地委員 済みません、前回欠席したものですから、前回の経緯は議事録で拝読させていただきました。それで、今日の資料を見せていただきました。まず、いろいろなことの現状を鑑みて、有形文化財からというところは理解しておりますし、基本的に賛成するものなのですが、例えば、私が、では、何か応募しようとか何か推薦しようと考えたときに、改めて見ますと、やっぱりちょっと無形文化財とか無形民俗文化財って応募しづらいなというのがすごくあるなと思いました。こうした条文の文言は、国の制度とか他の都府県、市町村の似たようなものと、当然歩調を合わせるべきところは合わせられていると思うのですが、特に、物だったら一般市民の方も分かりやすいかと思うのですよ、50年以上たっている建物とか、何々、50年近く受け継がれてきたこんなものとか。ただ、無形のものについてだと、なかなかちょっとイメージがしづらいと思うのですよね。例えば、町内の中で伝わっている神社のお祭りの祭り囃子とか、そういうのだったら、まだ目に触れる機会があるので、これって分かるのですけれども、一番イメージしづらいのが、民俗技術と書かれているような、そういう部分ではないかと思うのですよね。それこそ生活の中でずっと行われてきたもので、現在はちょっとそういう技術が使われなくなってきているけれども、例えば、うちのおばあちゃん、こんなことができたよねとか、そういうような、自分たちの生活の中にあり過ぎていて、あるいは、かつてあり過ぎていて、自分たちで、これがすごく価値のあるものだということを御自身で気づかないものというのがたくさんあると思うのですけれども、まず、そのPRの段階で、無形文化財とか無形民俗文化財ってどういうものが対象になるのかというのを少し分かりやすく発信したほうがいいかなというふうに感じました。

それから、もちろん有形文化財、大事にしていかなければならないのですけれども、無形文化財って、人がいなくなったらそれまでなのですよね。極端な言い方をすると、有形文化財、所有者が亡くなられても、すぐその場で雲散霧消するということはないと思うのですよ、物なので。だけれども、無形文化財の場合は、人がいなくなってしまうたらそれまでなので、ちょっとスケジュールの上でも、後回しにしなければいけない事情は分かるのですけれども、人とともになくなるものであるという部分には注意を払っていただければなと思います。

そのことと絡めまして、この書式の考え方、書式も、これは運用の部分でいろいろな解釈の仕方とか、あると思うのですけれども、そうした無形文化財に関しては、その技術を保持している人が誰かとか、保持している団体はどこかとか、そういった部分がすごく大事になってくると思うので、その場合は、多分、所有者の部分にそういったものが書かれるのかな。ただ、応募者にとっては、市民の方にとっては、ちょっとそこは分かりづらいかもしれないなというふうに思いました。

あと、PR、認定そのものに直結しないかもしれないのですけれども、先ほど言ったような、自分たちのおじいちゃん、おばあちゃんとかが持っている、こんな技術というのを、こういう認定制度に応募するかどうかは別として、例えば、今だったら若い人なんかもスマホで動画で撮って、うちのおばあちゃん、こんなことができるんですみたいなものを、さっと撮れたりすることはすごく簡単にできると思うので、何かそういうような応募の仕方というのですかね、そういうデータとしての、技術そのものの風景だとか、何かそういうような、記録にも生かせるような応募の仕方、方法というのを、単に書類だけで集めるというのではなく、何かそういうような技術も使われるといいのではないかなと思って拝読いたしました。

済みません、質問でもなくて、意見でございます。

○谷本会長 ありがとうございます。特に無形文化財認定の視点からの具体的な御意見だったと思いますので、事務局には参考にぜひしていただきたいというふうに思います。

富士田先生、お願いします。

○富士田委員 今の無形文化財のお話を聞いていて思ったのですけれども、これ、推薦書って1枚、1様式しかないですよね？

○事務局（宮村） そうです。

○富士田委員 これでいろいろな、有形から無形、民俗その他もろもろ全部、これ1枚で対応することとなるようですが書き方分からないと思うのですよね。なので、PRするときに、札幌市さんのほうで、何でもいいのですけれども、ここにある（1）から（8）までありますよね、3ページから4ページにかけて、何か事例で、このときはこんなふうに書けばいいというような例を提示すると、一般の方も分かりやすいと思います。でないと、この書類でどの様にして出しているのか悩むと思うので、事例をぜひつけていただければと、PRのときに。

○事務局（宮村） これを公表するときには、記載例をつけるのがいいと思いました。ありがとうございます。

○富士田委員 括弧ごとにあっただほうがいいかなと思います。

○事務局（宮村） ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。大変具体的な御指摘でした。

ほかにはいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

○高瀬委員 済みません、高瀬です。よろしいでしょうか。

○谷本会長 お願いします。

○高瀬委員 記念物や景観で想定されているように明確な所有者が判明しない場合は所有者の同意書がなくてもよいということですが、認定された後の保存と活用の義務はどなたが負うことになるのでしょうか。

○事務局（宮村） 所有者がいないことになってしまいますので、同意は得られないと思うのですが、それをどういうふうに保存や活用していくかは、別途検討する必要があると思っています。

○高瀬委員 そうですね、現状変更とか滅失とかがあった場合は報告がされない場合もありえるので、それはやはりパトロールをしないといけないということになるのでしょうかね。

○事務局（宮村） 定期的な現状把握、先ほどもそういった必要性についてはお話があったところですが、そういった中で現地を見ていかなければならない場面も恐らく出てくると認識はしているところです。

○高瀬委員 多分、所有者がいない、あるいは特定が難しいケースもたくさん出てくると思いますので、そこまで一応頭に置いて運用していただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○事務局（宮村） ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

○富士田委員 今回の先生のお話なのですが、所有者がいないというのはどういうケースですか。天然記念物とかだと、その土地の所有者がいるので、その人たちが管理者になるのですが、今おっしゃったような場合だと、管理者がいないというのはどんなケースになりますか。

○高瀬委員 例えば記念物の中に樹木とか植物群生地なんかが入っております。

○富士田委員 これも土地所有者になるのではないですかね。

○高瀬委員 この場合どうなのでしょうかね。

○富士田委員 天然記念物だと、何々群落というのが指定になると、その土地を誰が持っているかというところで管理者が決まるのですよね。例えば国有林だったら、森林管理局か管理署が管理しなくてはいけなくなりますし、市の土地だったら、市の文化財関係のところを担当というふうになります。一つの所有者ではない場合もありまして、幾つかの所有者がいる場合は共同で管理することになるので、多分そこで協議して、代表としてはどこが管理するというふうに決めていると思います。だから、この場合もそうなりませんかね、どうでしょう。ちょっと私も明るいわけではないので、ぜひ御意見をいただきたいと思います。

○高瀬委員 どうなのでしょうね、例えば植物群生地なんかの場合は、その土地の所有者とか管理者の同意、これは得る必要があるというふうに考えているのかどうか、あと、街

並みの景観みたいなものは、全員の方から同意をとるというのは、相当ハードルが高くなってしまふかと思うのですが、この辺について、今の考え方、ちょっと教えていただきたいと思います。

○事務局（宮村） 土地に付随するようなものであれば、その土地の所有者の同意を得るというのは可能かと思うのですけれども、景色や景観については、例えば道路があったり、木があったり、川があったり、いろいろなことが考えられますので、それを全ての所有者の同意を得るというのは、応募してくる市民の方には非常にハードルが高いのではないかと考えた上で、条文として、景観等、明確な所有者が判明しない場合という部分を設けたのはそういった理由でございました。

○高瀬委員 後から問題になることはないですか、認定してしまった後で。

○事務局（宮村） はっきりしたものであれば、当然、所有者の同意は得ていただきたいところではありますけれども、なかなか難しい、ハードルがかなり高いような場合は、ケース・バイ・ケースで判断していきたいと考えております。

○高瀬委員 そうですね、この辺りは目配りして考えていかなければいけないかなというふうに思いました。

ありがとうございます。

○谷本会長 内山先生、お願いいたします。

○内山委員 済みません、今の話に関連して、記念物の中には、本来、動物とかも恐らく入りますよね、こういった動物とかだと、当然、動く、野生の生き物ということで。そうなったときにも、なかなか、その所有者というところが難しいので、この景観みたいな扱いになるということなのでしょうかね。

○事務局（宮村） そうですね、恐らく動物となりますと、所有者というのが、その土地にあるものではないので、非常に難しいかなというふうには思います。

○谷本会長 ありがとうございます。つまり、認定の対象には動植物まで含むことになるわけですね、なるほどですね、分かりました。

景観については、街並みなどに関しては、その地区全体の同意を得る必要はないけれども、その景観が損なわれた場合は、市役所がチェックをして、申請のときにあった街並みがなくなってしまった場合には解除をすると、こういうイメージなのでしょうか。

○事務局（宮村） そうですね、イメージ的には近いと思うのですが、実際に応募があった際に、ケース・バイ・ケースで判断するほかないと思っております。

○谷本会長 分かりました。風致地区みたいに、建物を所有者が改築するときには、こういう条件がありますとかというような縛りをつけるわけではないということですね。

○事務局（宮村） 認定制度で文化財保護の機運を高めたいというふうに考えておりますので、そのねらいと外れるような縛り方はなるべくしたくないとは考えているところです。

○谷本会長 分かりました。ちょっと司会から失礼いたしました。

ほかには、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますでしょうか。新しい、札幌市として初めて認定制度というものを具体化していく、これはかなり大きな、札幌市の文化財行政としては大きな画期になるのだろうという印象を持っておりますので、ぜひ、よい方向で組み立てていただきたいなど私は感じるところであります。

ほかにも、よろしいでしょうか。

では、議事のⅠに関してはここまでにしたいと思えます。

続いて、議事のⅡ、文化財保存・活用地域計画の取組状況について、説明をお願いいたします。

**○事務局（宮村）** 資料の19ページと20ページ、A3の資料が2枚あるかと思えます。こちらについては、文化財保存活用地域計画の取組状況についての報告になります。

この計画は、令和2年2月に策定した文化財の保存・活用に関する札幌市で初めての総合的な指針となるものです。札幌の文化財の現状や課題について検討を行った上で、令和2年度から令和6年度までの5年間に取り組む文化財の保存や活動のための事業などを5つのアクションでまとめております。一つ一つの事業の説明については割愛させていただきますけれども、計画に掲載した事業の令和3年度の実績、また、今後の予定をまとめたものになっております。文化財課で行っている取組みだけではなく、アイヌ施策課、教育委員会、区役所でも行っている様々な取組みの報告となっております。事業の実施状況については、このような形で審議会のほうに報告させていただき、委員の皆様から何か御意見などありましたら、その後の取組みや次期計画の策定時の検討内容に反映していきたいと考えております。

説明は以上となります。

**○谷本会長** ありがとうございます。今の件につきまして、御意見、あるいは御質問等ございましたら、ぜひよろしく願いいたします。

神先生、よろしくお願ひします。

**○神委員** 郷土資料館の件なのですけれども、郷土資料館については、昨年でしたか、調査をして、実態調査をして、今後どうしていくかというお話だったと思うのですけれども、これを見た限りは、具体的にどうしようというのではなくて、粛々と修繕を実施するということになっているのですけれども、郷土資料館のあり方みたいなものをちょっと抜本的に見直す時期に来ているのかなというふうに、私は報告を受けたときに感じたのですが、その辺はどのようにお考えなのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。というのは、13件あったうち、3、4件は、コロナのせいもあるのでしょうかけれども、来館者がゼロだったと思うのですよね。そういうところも含めて、今後のあり方、このままでいいのか、幾らホームページだとか何か、ライブラリーですか、紹介したにしても、その場に誰も訪れないのであれば、開館している意味がどうなのかなということも感じておりますので、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○谷本会長 ありがとうございます。郷土資料館の維持・管理、それから、郷土資料館支援の手法検討というのがアクションの3と4に入っていますが、これに関する御質問ということですね。お返しいただければと思います。

○事務局（宮村） 郷土資料館につきましては、地域で大切に保存されていることに意義があると認識をしているところではありますが、先ほど神委員がおっしゃったとおり、コロナということもありまして、来館者が非常に少なくなっているところです。札幌市のほうでは、来年度に向けまして、ホームページ等での紹介はこれまでも行っているところではあるのですが、共通のパンフレットを作成してPRをしたいというのが、まず1点。ほかに札幌の歴史文化のまちづくり推進協議会の事業として、支援のモデル事業のようなものを実施したいと考えておりまして、運営が非常に苦しい郷土資料館もありますので、そういった中で、どういったことをやれば自走できるのか調査・検討をしたいと考えております。

また、入場者、来館者数の減少への対応ですけれども、学校で郷土資料の活用をしていただけるよう教育委員会に依頼をしたところでございます。現状の札幌市の取組みとしてはそのような状況にはなっておりますが、継続的な支援というのは今後もしなければならぬという認識でございます。

以上でございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

照井先生、お願いします。

○照井委員 先ほどの登録認定制度と連動してですね、伝える、19ページの一番下のほうの、景観計画推進のところですね、こちらのほうは景観としての認定とかそういうのがあるので、せっかく一緒の札幌市なので、双方が何かうまく協力できるようなことというのを今後考えていただけると、両方とも何かいい方向に動くのかなというふうに思いました。

○事務局（宮村） ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかには、いかがでございましょうか。

内山先生、お願いします。

○内山委員 アクション3のところの文化財の防災とか災害発生というところに関連するかと思うのですが、やはり今、すごく災害がどこでも多発しているというような状況で、この防災というのが、今後の文化財保護法とかの改正とかでも、多分かなりプラスされてくるであろうというふうに想像されると。そういった中で、やっぱりちょっと中身とかを見ると、少し中身として弱いのかなというのが何となく印象としてあって、あと、文化財防火デーのところの消防訓練というときにも、建造物のことというような感じになっていて、これは国のほうでも、確かに建造物のことが中心になって、何か防災基本計

画とか、ああいったものでもそうになっているかと思うのですが、当然、文化財、それ以外の建造物以外のものもたくさんあるので、そういった、そのほかのものというものももうちょっと手厚くというのを今後検討していただく必要があるのではないかなというふうに感じた次第です。よろしくお願いします。

○谷本会長 ありがとうございます。事務局には受けとめていただければと思います。

ほかには、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

では、今、いろいろと御意見、御指摘ございましたので、事務局におかれては、引き続き、しかるべく進めていただければと思います。よろしくお願いします。

では、続きまして、議事のⅢ、重要文化財、旧札幌控訴院庁舎（札幌市資料館）の修理事業の見直しについて御説明をお願いいたします。

○事務局（鈴木） 資料21ページ目になります。重要文化財、旧札幌控訴院庁舎の修理事業の見直しについて、文化部事業調整担当係長、私、鈴木のほうから御説明させていただきます。

札幌市が所有している文化財建造物でありますこちらの建物につきまして、令和2年に重要文化財に指定されたことから、文化財価値を最優先した耐震対策及び保存・活用についての検討を開始することといたしましたので、その御報告でございます。

重要文化財の指定前から既に事業を進めておりましたので、その経過から御説明いたします。

資料の1番目のところになりますが、既存計画の方針というところで、二つの計画を既に策定しておりました。平成29年度に保存活用基本計画、平成30年度に保全等整備計画を策定しております。保存活用のほうでは、メディアアートの研究・創造・交流・発信ということ、あと、旧控訴院の歴史・建築物価値の発信という、大きくは二つになります。保全等整備計画のほうでは、外観につきましては優先的な保存、内部の意匠につきましては可能な限りの保存、創建時の技術を伝える箇所との保存と耐震化工法は免震ということを決めていたところ です。

2番目の、重要文化財に指定されまして、そのときの評価になります。資料に記載のとおりとなりますが、歴史的価値の高いものというふうに評価されております。意匠と構造の両面で、建築の近代化が進展した時代を具体的に示しているという点が高く評価をされています。具体的には、意匠につきまして、古典的なルネサンス様式を基調としつつも、セッションなど近代芸術運動の影響が見られるというところ、構造につきましては、壁に石と煉瓦の組積造とする一方で、床の部分は鉄筋コンクリートを使っているという新旧の構造技術が見られる点が評価されているところになります。

3番目、その後の経過です。

重要文化財指定を受けたことから、既存計画に基づく事業を一旦停止しておりました。その後、文化庁等と協議を進めていたところ です。その中で、文化財価値の保存活用のほ

か、耐震化工法を決定するには、調査・検討を十分したほうがいいのではないのかという意見などがございました。これを踏まえまして、庁内でも今後の進め方の検討を進めてまいりまして、4番目、今後の検討の方向性といたしまして、重要文化財価値を高めて伝承する活用へ重点化していこうということと、この検討に当たりましては、有識者による委員会を設置いたしまして意見を伺いながら進めるということと考えております。

5番目に、今後のスケジュールになりますが、まず、令和5年度から6年度にかけて、耐震診断と補強案の検討のほか保存活用計画の策定を進めていきたいと考えております。これは、文化庁の重要文化財向けの補助金がございますので、それを活用して行う予定で考えております。

私からの御報告は以上になります。ありがとうございます。

**○谷本会長** どうも御説明ありがとうございました。

今の御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

照井先生、お願いします。

**○照井委員** 報告いただきました内容は理解しました。重要文化財になって、その建物の価値評価が変わったという理由で、今後の方針が変わるという理解でいいのでしょうか。

**○事務局（鈴木）** これまでも札幌市の指定の有形文化財ではありましたが、それを踏まえて考えていたのですけれども、文化庁と協議をしていく中で、重要文化財としてどういう部分が評価されたのかというような、資料の中段に書かれている文化財価値があることが伝わっていないということを非常に強く感じましたので、その部分をきちんと伝えられるような役割を、重要文化財になったことで、より増したのかなというふうに受けとめておりまして、その部分をきちんと市民にも伝えていくべきというところで、方向性のほうを改めて考えたということになります。

**○照井委員** そうすると、1番の基本計画の方針のほうの後半に書かれている、建物価値の発信というところを強化するというようなことですかね。

**○事務局（鈴木）** おっしゃるとおりです。

**○照井委員** それはいいなと思うのですけれども、これまでの既存計画の方針を決定するまでに、いろいろな案を積まれて、さまざまな方々の協力を得られてきたと思うのです。そういう方々に対して、方針を変えたということ、丁寧にご説明をしていただき、これまでご協力いただいた方々にも、さらに新しい方針に向かってあらためてご協力いただけるような、そんな丁寧な説明をしていただけるといいのかなというふうに思いました。

**○事務局（鈴木）** ご意見ありがとうございます。今回検討の方向性を見直していきますよということにつきまして、今年の2月から3月にかけて、既存計画を定めた際の委員会の委員の皆様ですとか計画の検討の際に関係のあった方々に、お一人ずつ御説明をしてみたいところがございます。今後につきましても、何か御意見を伺いたいというときは御協力いただけるというお言葉もいただきましたので、必要に応じて、状況について情



報提供などができればなど考えております。ありがとうございます。

○谷本会長 よろしゅうございますでしょうか。

ほかには、いかがでございましょうか。

よろしいですか。

では、貴重な文化財ですから、事務局におかれては、市民の方々に向けて発信をいただければというふうに思います。お願いいたします。

では、これで本日の議題は全て終了ということになりました。

このほかに、事務局から何か補足等ございますでしょうか。

○事務局（宮村） 本日の会議の内容につきましては、札幌市文化財保護審議会の公開に関する取扱要領第9条によりまして、審議会終了後は会議の要旨を作成し、出席された委員に内容を御確認いただいた上で、これを公開する旨を定めております。会議の要旨につきましては、会長の指名する委員2名から署名をいただく旨の定めがございますので、指名を受けた委員におかれましては御協力のほうをよろしくお願いいたします。

○谷本会長 ただいま、会議要旨の作成と、委員による署名について御説明がございました。会議要旨の署名委員を会長が指名するということですので、本日の会議要旨の署名について、内山先生と、それから甲地先生にお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

では、事務局のほうでは、後日、会議要旨を各委員に確認いただいた上で、お二方の委員から署名をもらうようお願いをいたします。

よろしくお願いいたします。

それから、最後に、今日、文化部長さんから挨拶があると聞いておりますけれども、御挨拶いただけますでしょうか。

○事務局（柏原） 文化部長、柏原でございます。貴重なお時間を頂戴いたしまして、少し御挨拶のほうをさせていただければなというふうに思います。

委員の皆様におかれましては、2年間の任期で、この審議会の委員をお願いしておりますけれども、今月末で、一旦任期満了ということで区切りの年でございます。この2年間でございますけれども、新型コロナウイルスの影響は、この審議のほうにもかなり影響があったかと考えてございまして、今日もそうですけれども、オンラインの開催ですとか、それからハイブリッド形式という形、様々な形での実施に御理解と御協力をいただいたということにつきまして、感謝を申し上げる次第でございます。この2年間の審議会内容ということ振り返ってまいりますと、先ほども御説明をさせていただきましたけれども、新たな制度の創設を含めました文化財の保存と活用に関しまして、それから、清華亭の耐震改修工事を初めといたします文化財の保存と活用に関しまして、皆様それぞれのお立場から大変御貴重な意見を頂戴したところでございまして、改めて心より感謝を申し上げる次第でございます。

今後、委員をお願いする方と、今回で御退任をいただく方がおりますけれども、来年度は文化芸術の基本計画を改正する年になっておりますので、そうした中で、また皆様方にはいろいろとお知恵を拝借する場面が多々あるかと思っておりますので、引き続き札幌市の文化行政に心を砕いていただければなというふうに感じているところでございます。

最後となりますけれども、皆様のますますの御活躍と御健勝を御祈念申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

2年間本当にありがとうございました。

○谷本会長 御挨拶いただき、ありがとうございました。

### 3. 閉 会

○谷本会長 以上をもちまして、令和4年度第3回札幌市文化財保護審議会を終了いたします。

皆様の御協力によりまして、滞りなく議事を終えることができまして、感謝をいたします。

それから、今、部長さんからも挨拶がありましたけれども、今年度で一応区切りの2年間ということで、つたない司会進行、運営でしたけれども、御協力いただきまして、無事務めさせていただくことができました。一言、先生方、また事務局の皆さまに御礼を申し上げたいと思います。

どうもありがとうございました。

この会議要旨は、事実と相違ないことを証明いたします。

令和 5年 8月29日

札幌市文化財保護審議会委員

署名人 内山 幸子

署名人 甲地 利恵